

令和2年度 厚生労働省老健局  
業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修

介護施設・事業所における  
**自然災害発生時の**  
業務継続計画（BCP）作成のポイント  
－ 訪問サービス固有事項 －

2021年2月

# 訪問サービス固有事項のポイント①

ガイドライン 29ページ

ひな形 25ページ

## 平時からの対応

サービス提供中に被災した場合に備え、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。

発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。

避難先においてサービスを提供することも想定されるため、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫しておく。

# 訪問サービス固有事項のポイント②

ガイドライン 29ページ

ひな形 25ページ

## 災害が予想される場合の対応

台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

# 訪問サービス固有事項のポイント③

ガイドライン 29ページ

ひな形 25ページ

## 災害発生時の対応

サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。

あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認や、利用者宅を訪問中または移動中の対応を行う。

居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。